

仕 様 書

1 件 名
樹木剪定役務

2 場 所
東京都世田谷区上用賀1-20-1 関東補給処用賀支処

3 概 要
樹木剪定(強剪定)・・・4本

番号	樹 種	径(m)	樹周(m)	樹高(m)
①	クロマツ	0.7	2.48	1.7
②	センダン	0.9	2.84	1.2
③	イチョウ	0.5	1.88	14.5
④	イチョウ	0.9	1.97	14.5

※径及び樹周は地上から1.2mの位置で計測したもの

4 一般共通事項

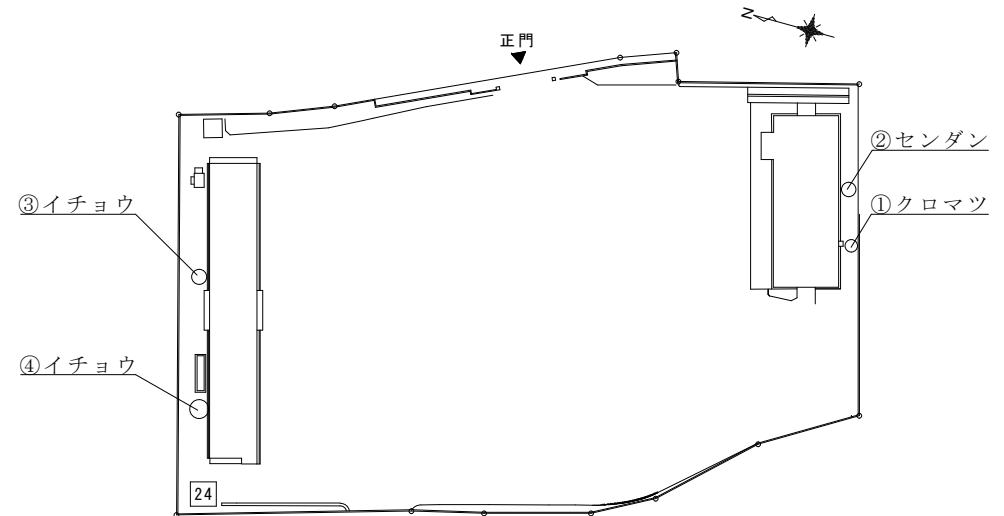
- (1) 総 則
本仕様書は、用賀駐屯地で実施する「樹木剪定役務」について適用する。
- (2) 疑 義
疑義事項については、官側と協議する。
- (3) 現場管理
請負者は、施工現場において一切の管理を行い、駐屯地規則及び関係諸規則を遵守し、作業を実施する上で必要かつ適切な措置を行うものとする。
- (4) 現場の納まり等に関する協議
現場の納まり、取り合い等の関係で、設計図書によることが困難または不都合な場合は官側と協議する。
- (5) 書類手続
着工に先立ち、関係書類、工程表各2部を監督官へ提出する。
- (6) 駐屯地内への出入門等
駐屯地内への出入門等については、所定の手続き及び諸規則に従うものとする。
- (7) 使用材料
工事に使用する材料は、すべて新品とし、搬入時に官側に連絡し、材料検査に合格したものを使用する。
- (8) 写真
工程毎施工前・中・完成後及び隠蔽される箇所及び、その他監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真帳に整理の上、監督官へ提出する。
※写真は「工事写真の撮り方」を参照
- (9) 光熱水料
官側の電気及び水は原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。

(10) その他

本作業を実施するにあたり、駐屯地内外の施設に損傷等を与えないよう十分注意して作業すること。万が一損傷等を与えた場合は、速やかに監督官及び部隊等管理者に報告するとともに、全て請負業者の負担において処置すること。

5 特記事項

- (1) 日程は監督官との協議によるものとし、実施工程表を作成し提出すること。
- (2) 剪定は強剪定とする。また対象の樹木の本来の樹形及び特性を考慮しながら実施すること。
- (3) 剪定対象樹木の理想的な形状を想定し可能な限り枝葉がバランスよく均等になるよう最も適切な切詰め・枝抜き・切返し・枝降ろし等を選択し作業を行う。
- (4) 枝葉の繁茂している樹木は不必要な幹や枝を剪定し樹木本来の美しさを発揮されるように実施する。
- (5) 作業においては保安要員を配置し、通行人・車両等の誘導を行いトラブル及び事故のないよう十分注意すること。
- (6) 剪定した枝葉などはリサイクル処分証明書等の処理証明書を提出する。
- (7) 道路使用許可等の行政庁への手続きは、必要に応じ請負業者にて実施すること。



配置図 S=1:1,500

件 名	樹木剪定役務	図面 番号	2 / 2
図 面 名 称	仕様書・配置図	縮 尺	—